

# 義肢装具士教育見直しの背景

# 義肢装具士の概要

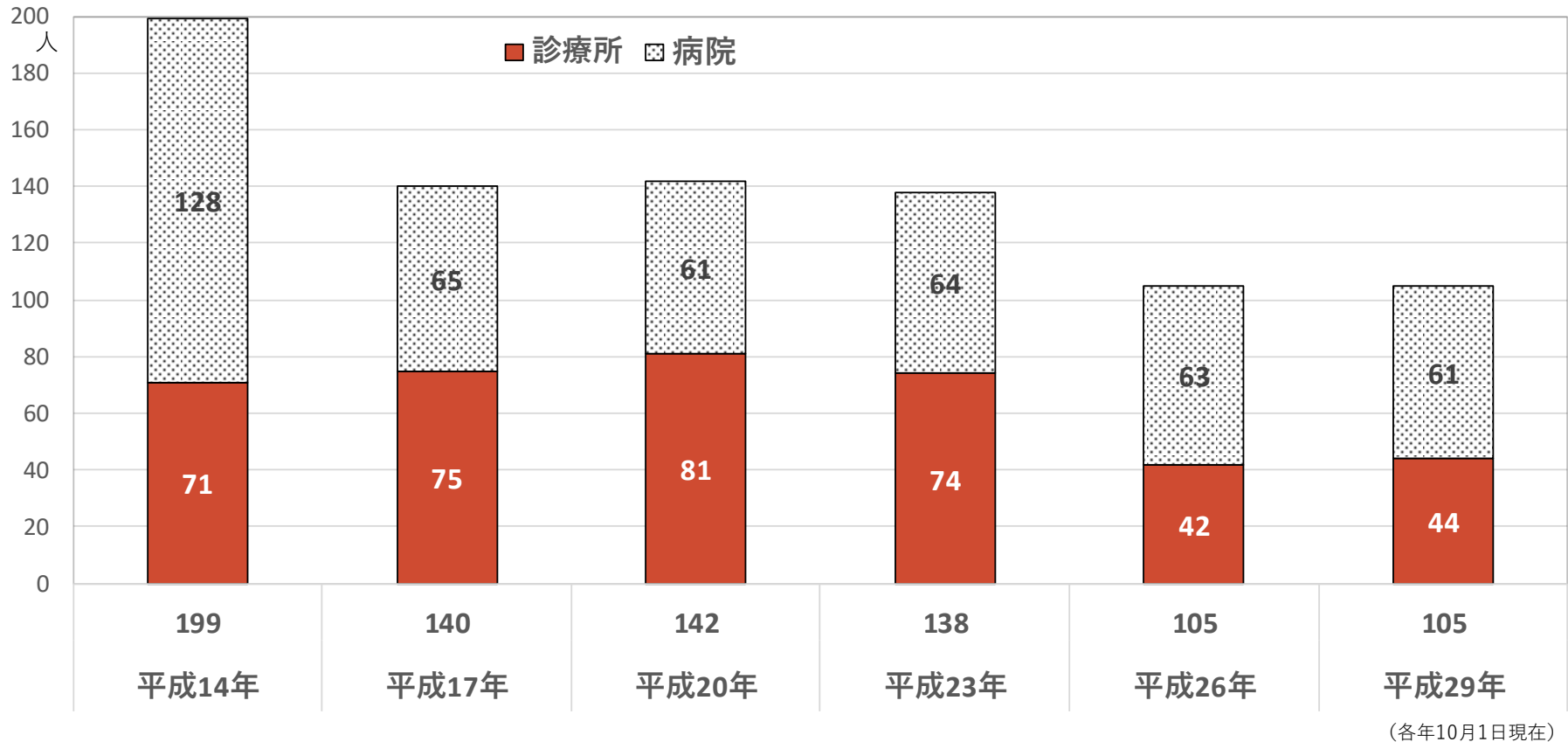
## 業 務 等

- 医師の指示の下に、義肢（※1）及び装具（※2）の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うこと。（法第2条第3項）
  - ※1 義肢とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損により失われた機能を代替するための器具器械をいう。（法第2条第1項）
  - ※2 装具とは上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。（法第2条第2項）
- 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。（法第37条第1項）
- 医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合（※3）を行ってはならない。（法第38条）
  - ※3 厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合（施行規則第32条）
    1. 手術直後の患部の採型及び当該患部への適合
    2. ギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合

## 現 況

- |                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| (1) 免許取得者数（令和2年12月31日現在）             | 5,680名          |
| (2) 医療従事者数（平成29年10月1日 医療施設調査・病院報告より） |                 |
|                                      | 病 院： 61名（常勤換算数） |
|                                      | 診療所： 44名（常勤換算数） |
| (3) 学校養成所数（令和3年4月1日現在）               | 10校 定員283名      |

# 義肢装具士 業務従事者数の推移

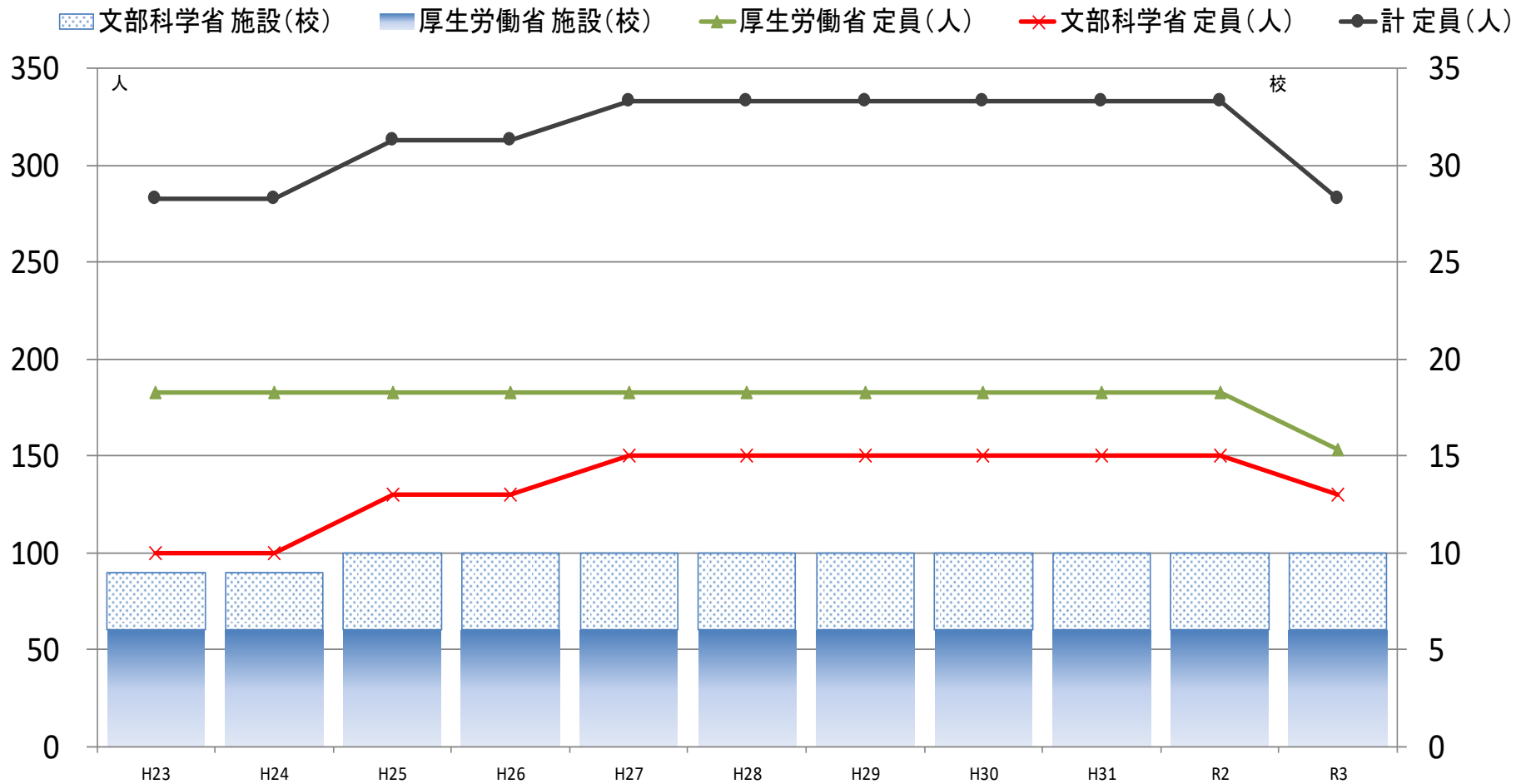


	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年
合計 (人)	199	140	142	138	105	105
病院	128	65	61	64	63	61
診療所	71	75	81	74	42	44

※医療施設調査・病院報告より作成。

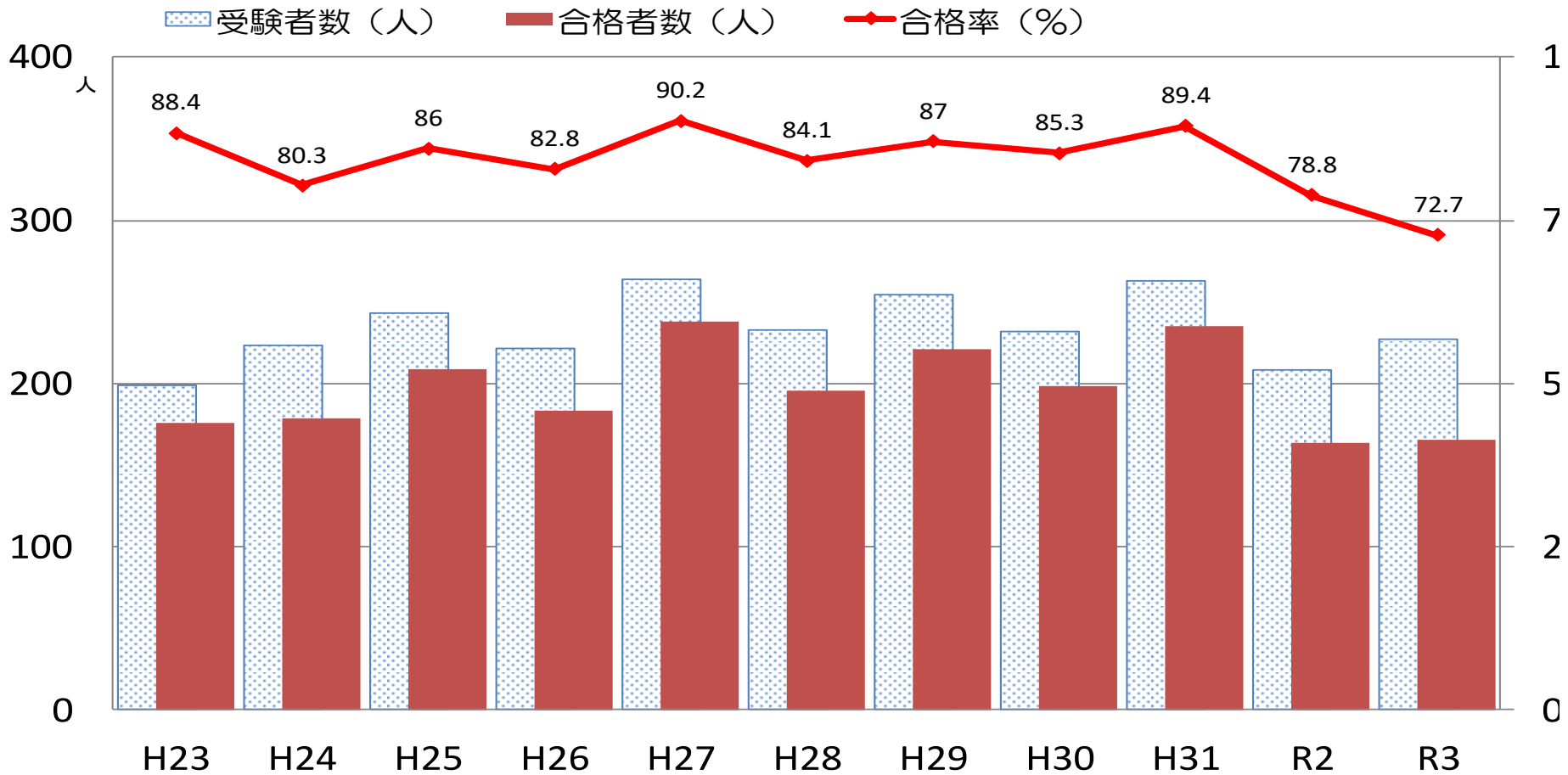
※従事者数は、常勤換算である。

# 義肢装具士養成所数・養成定員 年度別推移（新入学生募集施設数）



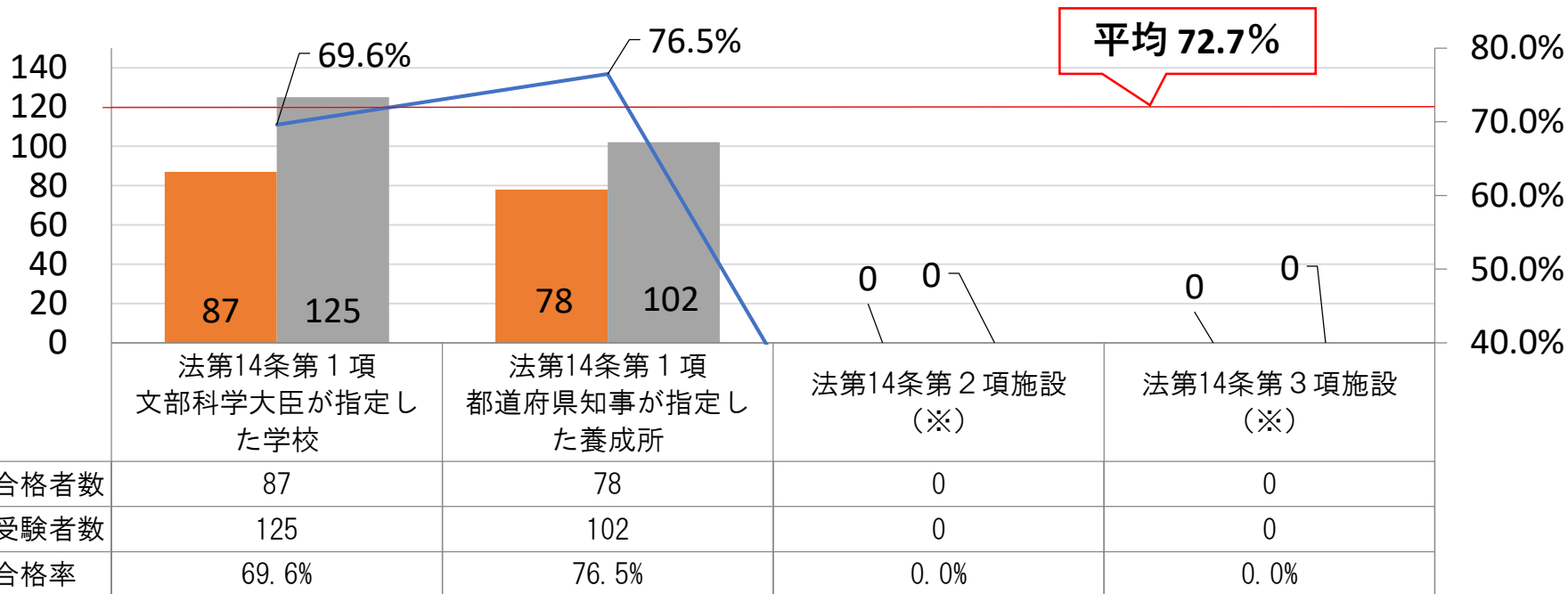
年次		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
厚生労働省	施設(校)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
文部科学省	施設(校)	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4
厚生労働省	定員(人)	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	153
文部科学省	定員(人)	100	100	130	130	150	150	150	150	150	150	130
計	施設(校)	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	定員(人)	283	283	313	313	333	333	333	333	333	333	283

# 義肢装具士国家試験 合格率等推移



実施年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
受験者数 (人)	199	223	243	221	264	233	254	232	263	208	227
合格者数 (人)	176	179	209	183	238	196	221	198	235	164	165
合格率 (%)	88.4	80.3	86	82.8	90.2	84.1	87	85.3	89.4	78.8	72.7

# 令和2年度 義肢装具士国家試験 合格率（受験資格別） 総合格者数=165名



施設種別	施設数	総数			新卒			既卒		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
法第14条第1項 文部科学大臣が指定した学校	4	125	87	69.6%	101	81	80.2%	24	6	25.0%
法第14条第1項 都道府県知事が指定した養成所	7	102	78	76.5%	93	75	80.6%	9	3	33.3%
法第14条第2項施設(※)	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
法第14条第3項施設(※)	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
合計	11	227	165	72.7%	194	156	80.4%	33	9	27.3%

※ 法制定時以降、該当する養成施設は現時点までない。

# 義肢装具士国家試験 受験資格について

## 法(※1) 第14条第1項

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所（以下「**指定学校養成所**」という。）において、**3年以上** 義肢装具士として必要な知識・技能を修得したもの

## 法第14条第2項

大学、高専、旧大学令に基づく大学、施行規則(※2) 第13条で定める学校、文教研修施設、養成所において**1年**（高専は**4年**）以上修業し、かつ、**告示100号**（※3）で定める科目を修めた者

＜告示100号で定める科目＞

- |   |
|---|
| 1. 右の科目のうち <b>1科目</b> { 心理学、倫理学、社会学、人間発達学、社会福祉学 } |
| 2. 右の科目のうち <b>2科目</b> { 数学、物理学、生物学、数理統計学 }        |
| 3. 外国語      4. 保健体育                               |

指定学校養成所にて、**2年以上** 義肢装具士として必要な知識・技能(※4)を修得したもの

※4 第14条第1号に掲げる者の教育内容から**基礎分野（14単位）**、**専門基礎分野（7単位）**を除いた教育内容（指定規則第4条第2項第3号）

## 法第14条第3項

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（施行規則※2第14条で定める者に限る。）で、**指定施設**において、**1年以上** 義肢装具士として必要な知識・技能(※4)を修得したもの

※4 第14条第1号に掲げる者の教育内容から**基礎分野（14単位）**、**専門基礎分野（7単位）**を除いた教育内容（指定規則(※4) 第4条第2項第3号）

## 法第14条第4項

- ・外国の義肢装具の製作適合等に関する学校又は養成所を卒業した者
- ・外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者

大臣認定

## 法附則第2項該当者

義肢装具士として必要な知識、技能を修得させる文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は養成所において、

- ・法施行の際（昭和63年4月1日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者
- ・法施行の際（昭和63年4月1日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後にその修得を終えた者

義肢装具士国家試験

※1 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）      ※2 義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）  
※3 義肢装具士法第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（昭和63年厚生省告示第100号）  
※4 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省令・厚生省令第3号）

## 義肢装具士法

第14条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、**3年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において**1年**（高等専門学校にあつては、**4年**）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、**2年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 3 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者（厚生労働省令で定める者に限る。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、**1年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 4 外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの



# これまでの学校養成所指定規則等における改正の概要

## 義肢装具士学校養成所授業時間等の変遷

### ○昭和63年 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省厚生省令第3号）

法第14条1項	講義：2,760時間（うち臨床実習：180時間）	その他選択必修科目：300時間	合計3,060時間
法第14条2項	講義：2,190時間（うち臨床実習：180時間）		合計2,190時間
法第14条3項	講義：1,230時間（うち臨床実習：135時間）		合計1,230時間



### ○【大綱化】平成16年改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第2号）

法第14条1項	講義：89単位	臨床実習：4単位	合計93単位
法第14条2項	講義：68単位	臨床実習：4単位	合計72単位
法第14条3項	講義：42単位	臨床実習：3単位	合計45単位

## 義肢装具士学校養成所指定規則の改正等の概要（平成16年）

- 義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第2号）
- 単位制の導入
  - ・ 93単位以上
  - 1単位の授業時間数
    - ・ 講義及び演習 15時間～30時間
    - ・ 実験、実習及び実技 30時間～45時間

## 義肢装具士養成所のガイドラインの策定（平成27年）

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）等により、義肢装具士法（昭和62年法律第61号）等の一部が改正され、義肢装具士養成所の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い、新たに義肢装具士養成所課程に係るものを「義肢装具士養成所指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第32号（※））として通知した。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

## 法第14条第1項の学校及び養成所の指定基準

### 指定規則第4条第1項

- 1 学校教育法第90条第1項に規定する者（法第14条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第4条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**3年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第1**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第1**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 5 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも3人は、法第2条第3項に規定する義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した義肢装具士（以下「業務経験5年以上の義肢装具士等」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。
- 6 1学級の定員は、10人以上30人以下であること。
- 7 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 8 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 9 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 10 臨床実習を行うのに適当な病院又は診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所を実習施設として利用しうること並びに当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 11 専任の事務職員を有すること。
- 12 管理及び維持経営の方法が確実であること。



### 法第14条第2項の学校及び養成所の指定基準

#### 指定規則第4条第2項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号）第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**2年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第2**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第2**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに2を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。ただし、医師又は義肢装具士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数）とすることができる。
- 5 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも2人は、業務経験5年以上の義肢装具士等であること。ただし、業務経験5年以上の義肢装具士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては1人とすることができる。
- 6 前項第6号から第12号までに該当するものであること。

○昭和63年改正（昭和63年文部省厚生省令第3号）

科目	基礎科目	専門基礎科目																専門科目								総計						
		医学								工学								専門科目														
	外国語	公衆衛生学	医学概論	解剖学	生理学	病理学概論	機能解剖学	運動学	一般臨床医学	臨床神経学	整形外科学	リハビリテーション医学	理学療法・作業療法	臨床心理学	図学・製図学	機構学	電子計算機演習	義肢装具材料学	義肢装具材料力学	制御工学	システム工学（人間工学を含むこと）	リハビリテーション工学	義肢装具学概論	義肢装具基本工作論	義肢装具生体力学	義肢装具採型・採寸学 ※1	義肢装具適合学 ※2	義肢装具装着管理学	関係法規	臨床実習	製作実習	
時間数	義講	60	15	15	30	30	30	60	15	15	30	45	45	30	15	30	15	15	30	30	15	15	15	15	75	105	105	60	30			
	習実						45	45									15							90		315	315			180	180	2190
	計	60	15	15	30	30	105	60	15	30	45	45	30	15	30	15	30	30	30	15	15	15	15	105	75	420	420	60	30	180	180	

※1 義肢に関して講義60時間及び実習180時間並びに装具に関して講義45時間及び実習135時間とすること。

※2 義肢に関して講義60時間及び実習180時間並びに装具に関して講義45時間及び実習135時間とすること。

備考

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目については、免除することができる。



○【大綱化】平成16年改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第2号）

教育内容	専門基礎分野				専門分野			総計
	人体の構造と機能及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	義肢装具領域における工学	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習	
単位数	10	6	5	8	19	20	4	72

備考

- 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容68単位以上（うち専門基礎分野29単位以上及び専門分野39単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

### 法第14条第3項の学校及び養成所の指定基準

#### 指定規則第4条第3項

- 1 義肢装具士法施行規則第14条に規定する者であることを入学又は入所の資格としていること。
- 2 修業年限は、**1年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第3**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第3**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）以上は、医師又は義肢装具士である専任教員であること。
- 5 医師又は義肢装具士である専任教員のうち少なくとも1人は、業務経験5年以上の義肢装具士等であること。
- 6 第1項第6号から第12号までに該当するものであること。

○昭和63年改正（昭和63年文部省厚生省令第3号）

科目	基礎科目	専門基礎科目														専門科目					総計		
		医学													工学								
	外国語	公衆衛生学	医学概論	解剖学	生理学	病理学概論	機能解剖学	運動学	一般臨床医学	臨床神経学	整形外科学	リハビリテーション医学	理学療法・作業療法	臨床心理学	電子計算機演習	義肢装具生体力学	義肢装具探型・採寸学	義肢装具適合学	義肢装具装着管理学	関係法規	臨床実習		
時間数	義講	60	15	15	30	30	30	60	15	15	30	45	45	30	15	15	75	30	30	30	15		1230
	習実						45	45							15		180	180			135		
	計	60	15	15	30	30	30	105	60	15	30	45	45	30	15	30	75	210	210	30	15	135	

備考

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目については、免除することができる。



○【大綱化】平成16年改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第2号）

教育目標	専門基礎分野			専門分野			総計
	人体の構造と機能及び心身の発達	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	リハビリテーションの理念 保健医療福祉と	基礎義肢装具学	応用義肢装具学	臨床実習	
単位数	10	6	5	10	11	3	45

備考

- 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
- 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は義肢装具士法施行規則第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容68単位以上（うち専門基礎分野29単位以上及び専門分野39単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。